桜町3・4丁目及び周辺地区まちづくり協議会 会則

第1 名称

本会は、桜町3・4丁目及び周辺地区まちづくり協議会(以下、「協議会」と言う。)と称する。

第2 目的

本会は、桜町3・4丁目及び周辺における防災性と住環境の維持・向上を目的とし、まちづくりの推進を図る。

第3 対象地区

川口市桜町3丁目・桜町4丁目の全域、桜町5丁目・大字新井宿・大字赤山・大字安行慈林の各一部とする。

第4 活動内容

本会は、目的を達成するため、会員はお互いの立場を尊重しながら協力し、次の活動を行う。

- (1) 対象地区のまちづくりに関する情報提供及び意見交換。
- (2) 住民、地権者等への情報提供。
- (3) その他、まちづくりに必要な事項。

第5 会員

本会は、次の者をもって構成する。

- (1)対象地区に居住する者、土地・建物を所有する者または業を営む者で協議会の承認を得た者。
- (2) 隣接街区に居住する者等、前号の規定に関わらず協議会の承認を得た者。

第6 役員

本会の役員の構成及び職務は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長、幹事数名を置く。
- (2) 会長及び副会長は、対象地区に係る自治会長からの互選を基本とする。 任期は一年とし、再任を妨げないものとする。
- (3) 幹事は会員からの互選とする。任期は一年とし、再任を妨げないものとする。
- (4) 会長は必要に応じて協議会を招集し、会務の総括をおこなうものとする。
- (5) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代理する。
- (6) 幹事は会務の運営において、会長・副会長を補佐する。
- (7) ただし、協議会が認めた場合はこの限りでない。

第7 会員の任期

任期は一年とし、再任を妨げないものとする。

第8 事務局

本会の事務局を、川口市都市整備部再開発課に置く。

第9 会則の改正

この会則は、協議会の承認を得て改正することができる。

付 則

この会則は、令和元年7月20日から施行する。

付 則

この会則は、令和4年2月26日から施行する。

付 訓

この会則は、令和4年5月21日から施行する。

付 則

この会則は、令和5年5月13日から施行する。